

史

林

第二十四卷 第一號

(通卷第九十三號)

昭和十四年一月發行

日唐通交に於ける國書問題について

板 澤 武 雄

日支交渉の歴史を回顧するに、日唐通交の時代ほど友好的な公の國際關係の長く續いた例がない。遣唐使の派遣は舒明天皇二年(二二九〇)八月犬上御田稻等を遣されたるにはじまり、宇多天皇の寛平六年(一五五四)九月停廢せらるるに至るまで、實に二十六代二百六十四年の長きに亙り、仁明天皇の承和五年(一四九八)最後の遣唐使發遣までとするも、なほ二百八年の長きに及んだ。冊府元龜等の記載によれば、遣唐使の往來以外に、唐商人及び日本商人の往來交易もあり、また遣唐使停廢以後にも僧侶等の彼の商船に便乗して入唐した者があつた。而して日唐通交の友好的に終始した所以は、相互に政治的の意圖を懷かず、その目的が文化的經濟的であつたからであらう。

日唐通交が公的國際關係であり、平和的友好的に行はれた以上、その使臣の往來に當りては相互に國際儀禮を重んじたことはいふまでもないことで、史籍に見ゆる相互使臣の待遇ぶりによりて之を證することが出来る。然るに國際

儀禮として最も重んぜらるべき國書について、即ち日唐通交に於て國書の交換があつたかなかつたか、この問題が未だ十分なる検討と明確なる結論とを得てゐない。この問題の解決が日唐通交の形態と特殊性とを闡明する鍵であると思ふが故に、茲に聊かこれに關する卑見を開陳して大方の批判を請ふ次第である。

第一に、遣唐使が國書を奉じて行つたかどうか。これについて従來文献に如何なる解釋が現はれてゐるかを検討して見よう。奉じて行つたと解釋してゐるのは、明太祖の文集である高皇帝御製文集卷第十六、「設禮部問日本國王」の文中に日本と支那との通交を叙して次の如く記す。

其通使中國者、上古勿論、自漢歷魏晉宋梁隋唐宋之朝、皆遣使奉表、貢方物生口云々。

古事類苑外交部(明治三十九年刊) 八四〇頁に

遣唐使ハ、國書聘物ヲ奉ジ唐帝ニ謁見スルモノニテ、其發遣ニ臨ミテハ、朝廷ニテハ爲ニ神社ニ奉幣シテ、海上ノ平安ヲ祈リ、又拜謁、饗餞ノ榮ヲ得、兼國、事力、并ニ度者ヲ賜ハル例ナリ。

とあるが、國書を奉じて行つたといふ徵證を示してゐない。

國書を奉じて行かなかつたといふ解釋、この方が斷然多く、殆んど通説と謂つてよい。その比較的早く現はれたのが、瑞溪周鳳の善隣國寶記の説で、その中卷に左の如く述べてゐる。

厥後、桓武天皇朝、屢有遣唐使、如弘法傳教、皆隨國使入大唐、此時恐無天子書、而惟使而以通事論來意乎。

善隣國寶記は、その自序に、「文正龍集丙戌元八月十日、泉南臥雲山人周鳳書于萬年北禪室」とあり、この年には既に編纂に着手したことがわかるが、中巻の終りに、「文明二年龍集庚寅臘月二十三日臥雲八十翁瑞溪周鳳書于善隣國寶記後」とあるによつて、中巻の著作年代がほゞ推定出来るのである。但し、瑞溪周鳳の説は恐くはといふ主觀的の説で、何等微證を擧げてゐない。

次に、正徳元年前後の著作と考へられる新井白石の五事略の上(新井白石全集第 三、六二三頁)に、

桓武天皇延暦年中遣唐大使藤原智能朝臣唐國に至りて、其福州觀察使に贈し書に、本朝の天皇異朝の天子に聘問を通ぜらるゝに、璽書を用ゐられし例なきよしをしるせり。此書は釋空海の草、せしところなり。と然らば推古天皇の御時隋帝に書を致されしより後は、本朝の天皇異朝の天子に璽書をなされし事はなしと見えたり。

と述べてゐる。次に遣唐使が國書を奉じて行かなかつたといふ有力なる説を發表したのが本居宣長である。馭戎概言——この書は卷末に安永七年戊戌二月晦日の奥書あり、寛政八丙辰歲四月刊行——の上之下自二十四丁至二十六丁に、左の如く論じた。

唐王より奉りし書の詞としては、かの小治田の御世の後は、ひとつも載られたることなきは例のいとるやなくのみ有し故に、いみはぶきたるものなるべし。又こなたよりは、かの國唐の代となりてよりは、すべて詔書はつかはさざりし例と見えたり。其故は、かの延暦の度の御使の船の、かの國のさかひにいたりつきし時、大使葛野麻呂朝臣の、かの國の福州觀察使といふがもとへおくられし書に、賀能啓スルヤ云々。又大唐之遇スルヤ日本ヲ也云々。待以スルニ上客ニ云々。與ト夫瑣

々諸蕃、豈同^{ニシテ}日可^レ論乎。又竹符銅契、本備^ニ紆詐^ニ、世淳人質、文契何用、是故我國淳樸已降、常事^ニ好隣^ニ、所獻信物、不用^ニ印書^ニ、所遣使人、無^レ有^ニ紆僞^ニ云々。何更用^ニ契^ニ云々。然^ル今州使責^以文書^ニ云々。檢^ニ括船上^ニ云々。官吏之道、實是可^レ然^ト、雖^モ然^ト云々。建中^以往^ニ、入朝使船、州縣諸司^ニ云々。不^レ檢^ニ船物^ニ、今則事與^レ昔異^ト云々。伏願^ニ願^ニ好隣^ニ之義^ヲ、不^レ怪^ニ常風^ニ云々とあり。此の書は、そのをりたぐひて物せし、學問僧空海がかけるにて、性靈集にのれり。もし唐の代になりて、詔書つかはし、例あらんには、えもかくはいふまじければ也。さてつかはさぬは、使のいつはりなき故と、この書にはかけれど、そは此時にふれて、よきさまにいひなせる物にこそあれ。まことにさることにあらず。唐の代となりては、かの小治田の御代のごとく、天子天皇などのたまひては、かの王受奉るまじく、さりとて、かれが申すまゝに、日本國王など、おとしはたのたまふべきにあらざるが故に、詔書はつかはさずなりにしを、例として、度ごとにかれがせむるにも、とかくいひて、したがはざりし也。さるはかの國には、あだし國より便をさして、むつびくるには必その王の^書ふみ有べきさためなるを、それにはよらずて、かく後迄も、こなたの御さだめをなんとほしたまひし、御いきほひは、舊唐書に、其人入朝者多自矜大といへるに思ひあはされて、いとたけしかし。

白石も宣長も共に性靈集卷五に收めたる「爲^ニ大使與^ニ福州觀察使^ニ書^ニ」を唯一の論據としてゐるが、馭戎慨言の文は、宣長が右の書を如何に解釋したかを詳かにしてゐる點に於て、吾等後學を教ふるところ大なるものがある。今日の學界も概ね宣長の所説を殆んどそのまゝ繼承してゐると謂つてよい。大正十五年に刊行された木宮泰彦氏の日支交通史

もその一例で上巻一七八頁に、

遣唐使が毎に國書を齎らさないので例として居つたのは、彼の朝に到つて、禮を以て廷争するの煩を避けんが爲めの用意に外ならぬ。

と説き、その根拠を同じく性靈集の福州觀察使に與ふるの書に求めてゐる。以上白石以降の論者の據つて以て唯一の史料としたものが性靈集の空海の書である以上、この國書問題の検討は先づ性靈集からはじめなければならぬ。性靈集は詳しくは遍照發揮性靈集といひ、弘法大師の弟子で、高雄山神護寺の二世となつた眞濟僧正が、大師入定後に編纂したものである。眞濟の序文には年月日を缺いてゐるが、眞濟の遷化したのは清和天皇の貞觀二年二月二十五日で、時に年六十一、三代實錄卷四にその傳がある。眞濟の序文にこの書編纂の由來を次の如く述べてゐる。

夫其詩賦哀讚之作、碑誦表書之制、所_レ遇而作、不_レ假_二草案_一、纔_レ不_二辨把_一、無_レ由_二再看_一之、弟子憂_二金玉糶_一、谿石_一、歎_二蘭桂壓_一、秋艾_一、侍坐而集記、畧得_二五百以來紙_一、兼_レ撫_二唐人贈答_一、稍舉_二警策_一、雜_二此帙中_一、編成_二十卷_一、名曰_二遍照發揮性靈集_一、其餘調分卷別者今之所_レ不_レ選也。

石山寺の尊賢が明和八年に編纂し、文政五年その遺弟尊觀等が再版した發揮拾遺編の附録に、尊觀が補闕鈔跋頌を載せておいて呉れた。これは補闕鈔の編者仁和寺の濟選僧都が白河天皇の承暦三年(一七三六)玄冬上旬に撰したもので、これによれば、先に眞濟僧正の編纂した性靈集十卷のうち季末の三軸が散逸したのを遺憾として、大師の遺稿の世に流傳してゐるものを集めて三卷となし續性靈集補闕鈔と名づけたとある。なほ發揮拾遺編附録に石山の尊觀僧正

の記してゐることによつて、吾々は性靈集について更に次のことを知ることが出来る。御醫醫博士源需の藏書中にあ
る性靈集は二條天皇長寛二年(一八二四)七月勝憲僧正が高野往生院別所に於て或る本を以て寫し、後四十二年目の土
御門天皇の元久二年十二月廿四日醍醐寺遍智院において數本を集めて字を直し、點を加へて一部十卷の校了へたも
のであると記してゐる。但しこの十卷本も先に述べた濟暹僧都の補關抄を加へたもので、元の十卷本は平安末には既
にその完本を失つたことがわかる。昭和十年十月黑板博士の編輯發行せられた眞福寺善本目錄によれば、後深草天皇
正嘉二年(一九一八)刊高野版卷子本の遍照發揮性靈集七卷、後宇多天皇建治三年(一九三七)刊高野版卷子本續遍照發
揮性靈集補關抄三卷、長慶天皇天授三年(永和三年、二〇三七)寫本性靈集注八冊があるが、私は未だ觀てをらない。
私の觀た最古の性靈集は宮内省圖書寮尙藏のもので、後鳥羽天皇建久七年(一八五六)書寫の奥書を有する一軸で、元
高山寺の所藏であつたもので、高山寺の印が捺してある。但し、これは性靈集の第三だけであるが、第三だけについ
ても今日の流布本と比較して、文章の前後してをるところ、文字の相異せるものが少からずあつて、流布本が善本
でないことが十分認められる。今日の流布本は江戸時代の慶安二年(三三〇九)の序をもつ尾陽東岳沙門運徹著、遍照
發揮性靈集鈔(十七冊、性靈集の最も詳細な注釋書)、寛文十一年(二三三一)同じく運徹著、性靈集鈔便蒙(十冊、集
鈔の改訂本で簡略)及び明和八年(二四三一)大覺寺座主大樂心院殿の眞筆を模刻したといふ京都寺町通五條上ル藤井
文政堂(山城屋佐兵衛)發兌の五冊本が底本になつてゐるやうである。

次に問題の性靈集卷五の全文を左に掲げて批判をすゝめよう。

爲大使與福州觀察使書

賀能啓、高山濬默禽獸不告勞而投歸、深水不言魚龍不憚寒而遂赴、故能西卷梯險貢垂衣君、南裔航深獻刑
曆帝、誠是明知艱難之亡身、然猶忘命德化之遠及者也、伏惟大唐聖朝霜露攸均、皇王宜家、明王繼武聖帝
重興、掩頓九野、牢籠八紘、是以我日本國常見風雨和順、定知中國有聖、剝巨輪於蒼嶺、摘皇華於丹墀、執
蓬萊琛、獻崑岳玉、起昔迄今相續不絕、故今我國主願先祖之貽謀、慕今帝之德化、謹差大政官右大辨正三品
兼行越前國太守藤原朝臣賀能等充使、奉獻國信別貢等物、賀能等忘身衝命、冒死入海、既辭本涯、比及
中途、暴雨穿帆、戕風折柁、高波沃漢、短舟裔裔、颯風朝扇、摧肝耽羅之狼心、北氣夕發失膽留求之虎性、
頻盛猛風、待葬鼈口、擢眉驚汰、占宅鯨腹、隨波昇沈、任風南北、但見天水之碧色、豈視山谷之白霧、掣
掣波上二月有餘、水盡人疲、海長陸遠、飛虛脫翼、泳水殺鱗、何足爲喻哉、僅八月初日乍見雲峰、欣悅
極、過赤子之得母、越旱苗之遇霖、賀能等萬冒死波再見生日、是則聖德之所致也、非我力之所能也、又
大唐之遇日本也、雖云八狄雲會膝步高臺、七戎霧合稽顙魏闕、而於我國使也、殊私曲成、待以上客、面
對龍顏、自承鸞綸、佳問榮寵已過望外、與夫瑣諸蕃豈同日可論乎、又竹符銅契本備、姘詐、世淳人質、文契
何用、是故我國淳樸已降、常事好隣、所獻信物不用印書、所遣使人無有姘僞、相襲其風、于今無盡、加
之使乎之人必擇腹心、任以腹心、何更用契、載籍所傳、東方有國、其人懇直、禮義之鄉、君子之國、蓋爲此
歟、然今州使責以文書、疑彼腹心、檢括船上、計數公私、斯乃理合法令、事得道理、官吏之道實是可然、雖

然、遠人乍到、觸途多憂、海中之愁猶委胸臆、德酒之味未飽心腹、率然禁制手足無屑、又建中以往、入朝使船直著楊蘇、無漂蕩之苦、州縣諸司慰勞懇勤、左右任使不檢船物、今則事與昔異、遇將望疎、底下愚人竊懷驚恨、伏願垂柔遠之惠、顧好隣之義、縱其習俗、不怪常風、然則涓涓百蠻、與流水而朝宗舜海、喁喁萬服、將葵葵以引領堯日、順風之人、甘心逼湊、逐腥之蟻、悅意駢羅、今不任常習之小願、奉啓不宣謹言、右の書中圈點を附したところが、先に引用した馭戎概言に於て、宣長の論據としてゐる箇所である。私に思ふ、右の文章は果して宣長の論ずるが如く、解せらるべきものであらうか。「所獻信物、不用印書、所遣使人、無有姦僞」云々。何更用契云々。然今州使責以文書云々。檢括船上云々等の句によりて、遣唐使が詔書を奉じて行かなかつたといふ斷案が、歸納し得られるであらうか。不敏な私には宣長等の解釋が寧ろ失考ではあるまいかと疑はれる。

苟くも詔書・勅書の如き重大なる御事を記し奉るに當りて、弘法大師ともあらう方が、何を苦しんで印書・契・文書等の輕々しく且つ不明瞭な字句を選むものぞ。私の考へでは、右の書にいふ印書・契・文書等は所獻信物、即ち贈進の品物について印書等を用ひない慣例であるといふ意味で、詔書・勅書の如き意味ではない。船上を檢括し、公私を計數すとあるによりて益々品物についてのことであるといふ感が強められる。

日唐通交の目的は、はじめに述べたやうに、日本からいへば文化の攝取もその一つであつたが、日本・唐兩國に共通の目的は貿易にあつた。そして進貢又は獻進、それに對する回賜又は答信などいふ言葉を以て表はされてゐる日唐

間の品物の贈答は公的貿易の方法であつたのである。これに對して、延喜式卷三十、大藏省、入諸使の條に見ゆる入唐大使以下に支給せられた緇・綿布等は恐らく彼等が彼の地に至つて典客署に於て私的貿易をなしたものであつて、その他の所持品と共に私の品物である。遣唐使の舶はこれ等公私の品物を搭載して行つたのであるから、當然品物の明細書様の何等かの公文書を携帶すべき筈である。この場合は、恐らくこの種の公文書を携帶しなかつたか、或はその文書の不備遺漏があつたために、到着港の唐の官憲に疑はれ、責むるに文書を以てせられ、船上を檢括せられ、公私を計數せられたのであらう。そして空海が大使葛野麻呂のために、この辯明書を作つたのである。この書にもいへる如く、楊州・蘇州の如く、わが遣唐使舶に親しみのある港に着けば、日本人を理解し、信用してもるたらうし、先例もあること故、別段の面倒もなくすんだであらうし、また便法も講ぜられたかも知れないのであるが、この時は福州管内に着いたのであるから、福州の官憲は規則通り、八釜しく取扱うたのであらう。その上、都合の悪かつたことには丁度わが使船到着の時は福州刺史の更迭のあつた際であつた。日本後紀卷十二、延暦廿四年六月八日、大使藤原葛野麻呂の復命奏言によれば大使の乗舶は延暦二十三年七月六日に肥前國松浦郡田浦を發し、途中三十四日を費して、八月十日に福州長溪縣赤岸鎮已南海口に到着した。時に杜寧縣令胡延沂等が迎へて、語つていふには、福州刺史柳冕が病氣のため罷めて、新任の刺史が未だ赴任してないといふことであつた。かくて福州に廻航を命ぜられ、十月三日に福州に着し、新任早々の觀察使兼刺史閻濟美の處分を受け、中央政府に奏して、一行の内廿三人のみが入京を許され、十一月三日福州を發し、十二月廿三日に長安に着いた。蓋し、問題は福州滞在中のことにかゝる。閻濟美の

傳は舊唐書卷一百八十五に見え、「進士に登第し、臺省に累歴して長者の譽あり、自ら州刺史に發ひて福建觀察使となり、また潤州刺史、浙西觀察使となり、到る處簡澹を以て理と爲し、兩地の人常賦の外その他を知らず」とあり、清廉な循吏であつたことが窺はれ、我が使船の取扱ひも規則のまゝにしたのであつて、特別の惡意を以てしたものは思はれない。いはゞ我が方に手落ちがあつたためと思はれるのであるが、かゝる際に、わが「使人無_レ有_レ紆僞」といふことを理由としての辯解は、正しきを履む自信ある態度には敬意を表するけれども、宣長も「そは此時にふれて、よきさまにいひなせる物にこそあれ、まことにさることにあらず」と謂つてゐる如く、いかにも自分勝手な一方的理窟で、かゝる際に唐の官憲を首肯せしむるに足る有效な辯明であつたとは受けとれない。以上私見を要約すれば、白石や宣長等が、空海の書を以て遣唐使が國書を奉じて行かなかつた徵證としてゐる見解に同意いたしかねる。

私は性靈集の「爲_レ大使與_レ福州觀察使書」の解釋に於て先學の説に従ひかねるばかりでなく、その書そのものについても疑ひを懐かざるを得ない。そのわけは、第一、先に述べた如くこの書の辯明の理由が子供だましの感があつて、實際に即して有效な手段であつたかどうか疑はしい。第二に、大使藤原葛野麻呂の官位を大政官右大辨正三品兼行越前國太守と記してゐることである。三品の品は位と同じく用ひられたことは、性靈集卷四、爲_レ藤原眞川舉_レ淨豐啓の用例、また續日本後記卷五、仁明天皇承和三年五月十日の條に見える用例によりて明かである。然るに藤原葛野麻呂は遣唐大使當時正三位ではなく、從四位上であつたのである。そのことは、日本後記、延曆廿三年三月廿五日遣唐大使副使に餞を賜ふ條及び前述の延曆廿四年六月八日の復命奏言に「從四位上藤原朝臣葛野麻呂」とあるばかりでなく、延

曆寺所藏最澄の將來目錄の奥書に「持節大使從四位上大政官右大辨兼越前守藤原朝臣葛野麻呂」と自署するものがあるによりて明かである。葛野麻呂は歸朝の後、延暦廿四年七月廿五日從三位を授けられ、大同四年三月三十日正三位を授けられたことは、日本後紀卷十二に見え、弘仁九年十一月十日、年六十四で薨じた時正三位中納言であつたことは公卿補任に見える。従つて性靈集の文に正三品とあるのは大同四年四月以後に改記されたものとしなければならぬ。空海傳の最古のものは蓋し大師入定後七ヶ月承和二年十月二日の奥書を有する眞濟の空海僧都傳であるが、これは短い傳であるためであらうが、福州觀察使に與ふる書のことは見えない。その次は「寛平七年三月十日貞觀寺座主」と奥書のある贈大僧正空海和上傳記であつて、これに、

同年○延曆
廿三年 六月、銜命留學隨大使藤原葛野麻呂、同上第一船、發赴咸陽、八月到福州着岸、十月十三日與書
福州觀察使、十二月下旬到長安城宣陽坊。

と見える。十月十三日の書といふのは、性靈集五に前掲の文の次に收めてある「與福州觀察使請入京啓」(貞元二十年十月日)を指してゐるのであつて、問題の書とは異なるものである。大師入定後二百五十五年堀河天皇寛治三年(一七四九)に經範の集記した大師御狀集記の「於唐朝境入京以前高名舉德條」に、

有書曰、載勅渡海、波浪海路三千里、先例至揚蘇州无質云々、而此度船、增七百里到衡州、多礙此間、大使越前太守正三位藤原朝臣賀能作手書呈衡州司、司披看、即以此文已投手了、如此兩三度、雖然封船追人令居濕沙上、此時大使愁功、請書於師云々、乃作書樣、替於大使呈彼州長、其狀云。

と記して掲げてゐるのは、實は貞元廿年十月の請入京之啓であつて、爲_三大使與_三福州觀察_一書ではない。而してこの大師御狀集記は先に述べた濟暹の補闕鈔に後る、こと十四年、即ち眞濟の性靈集の完本が散逸した後に成れるものであることを思ふ時、性靈集の「爲_三大使與_三福州觀察_一書」が既に採録出来なかつたことを物語つてゐるものではあるまいか。なほこの書が果して性靈集にはじめから收められてゐたものかどうか、收められてゐたとしても現今流布本の文章と同じものであつたかどうか、疑へば疑ふ餘地があるやうに思はれる。第三に、「製_三製波濤_一上都卅四箇日」とあるを以て明かに一月有餘と書くべき筈である。一と二とは傳寫の誤りとするも、なほ現今の流布本の必ずしも善本ではない證據の一つにはなり得る。

以上の見解から、私は性靈集のみを以て、遣唐使が國書を奉じて行かなかつたと斷ずる先學のみに見解満足することが出来ない。こゝに私はこの問題の處置に當つて、新たななる出發點に立ち、新たななる研究法を試みなければならぬ。然らば私はこの問題を如何に處理せんと欲するかといへば、この問題に關する史料として現存するもの、うち最も信頼するに足るわが正史である六國史と、彼の正史である唐書にある關係記事を檢討することに依つて結論を試みようと思ふのである。その一々の記事をこゝに引用する煩を避けるが、日本書紀・日本後紀・續日本後紀の遣唐使關係の記事を詳細に検討して見ても、遣唐使が國書を奉じて行つたと思はれる明白なる證據を擧ぐる事が出来ない。また舊唐書新唐書の本紀・列傳について日本關係の記事を詳細に検討して見ても、「遣使來朝」、「遣使貢上」、「遣使朝貢」、「貢_三方物_一」、「獻_三方物_一」等とあるのみで、新羅傳に「開元十六年、遣使來、獻_三方物_一、又上_三表_一」などある書き

ぶりととは自ら異なるものあり、舊唐書の日本國傳には「其人入朝者多自矜大、不以實對、故中國疑焉」と見え、遣唐使が國書を奉じて行つたといふ微證が一つも見當らないのである。然しながらこれのみにては、遣唐使が國書を奉じて行かなかつたといふことを斷言することが出来ない。何故なれば、唐より我が國に遣はされた使節が唐の朝書を携へて來て奉呈してゐる事實があり、また遣唐使が歸國に際して唐の勅書を受けて歸りこれを朝廷に上つてゐる事實があるからである。

唐使の唐朝書を上つた記事は、續日本紀卷三十五、光仁天皇寶龜十年五月三日の條に見える。

唐使孫興進・秦舒期等朝見、上唐朝書并貢信物、詔曰、唐使上書、朕見之、唯客等遠來、難辛行路、宜歸休於館、尋欲相見、

次に我が遣唐使が唐の勅書を受けて歸つた記事は、次の二つである。

日本後紀卷十二、桓武天皇延曆二十四年六月八日、遣唐大使藤原葛野麻呂の復命奏言のうらに、二月十日○延曆廿四年

監使高品宋惟澄、領答信物來、兼賜使人告身、宜勅云、銜卿等本國王命、遠來朝貢、遭國家喪事、須緩々將息歸鄉、緣卿等頓奏早歸、因茲、賜纏頭物、兼設宴、宜知之、却廻本鄉、傳此國喪、擬欲相見、緣此重喪、不得宜之、好去好去者、事畢首途、勅令內使王國文監、至明州發遣、三月廿九日到越州永寧驛、越州即觀密府也、監使王國文、於驛館、喚臣等、附勅書函、使還上都、越州更差使監送、至管内明州發遣、

唐が明州まで勅書函を監送したことによりて、遣唐大使藤原葛野麻呂が唐の勅書を受けて歸朝したことが明かである。

なほ續日本後紀卷八、仁明天皇承和六年九月の條に左の如く大唐勅書を遣唐大使藤原常嗣が受けて歸朝したことが見える。

九月十七日、天皇御ニ紫宸殿、右大臣從ニ二位兼行皇太子傅藤原朝臣三守、奏ニ大唐勅書、獨召ニ大使藤原朝臣常嗣、昇レ自ニ東階、天顏咫尺、勅曰云々、

翌十八日、權中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察藤原朝臣良房召ニ内記、賜ニ大唐勅書、令ニ以藏レ之、内藤湖南博士の大正十三年出版の日本文化史研究に聖德太子と題する講演が載つてゐるが、七五頁に、

歴代の遣唐使が、支那に交通する他の國々と異つて、一度も上表を持つて行かない。支那からも、他の國々の如く勅書を受取つて歸らない。

といふ一節があるが、少くとも勅書を受取つて歸らないといふことは事實に反する。唐の勅書の如何なるものであつたか、國史に採録されてゐるものが一もないが、唐の玄宗の時に丞相曲江張九齡が草した「勅ニ日本國王書」が四部叢刊の唐丞相曲江張先生文集卷之十二、及び欽定全唐文集卷二百八十七、曲江集卷七等に收めてあり、松下見林の異稱日本傳卷上二改定史籍集覽本四十九頁にも引用され、四部叢刊本の文に同じ。

勅ニ日本國王書

勅、日本國王王明樂美御德、彼禮義之國、神靈所レ扶、未ニ常爲レ患、不知去歲、何負ニ幽明、丹墀真人廣成等、入朝東歸、初出ニ江口、雲霧斗暗、所レ向迷方、俄遭ニ惡風、諸船飄蕩、其後一船、在ニ越州界、卽ニ真人廣成、尋已發歸、計

欽定全唐文卷二百八十七

全唐文卽其作

當_レ至_レ國、一船飄入_ニ南海、卽朝臣名代、艱虞備至、性命僅存、名代未_レ發之間、又得_ニ廣州表、奏、朝臣廣成等、飄
至_ニ林邑國、既在_ニ異國、言語不_レ通、並被_ニ却掠、或殺或賣、言念_ニ災患、所_レ不_レ忍聞、然則林邑諸國、比常朝貢、
朕已勅_ニ安南都護、令_ニ宣勅告示、見在者令_ニ其送來、待_ニ至之日、當_ニ存撫發遣、又一船不_レ知_ニ所在、永用疚_レ懷、或
已達_ニ彼蕃、有_レ來人可_ニ具奏、此等災變、良不_レ可_レ測、卿等忠信、則爾何負_ニ神明、而使_ニ彼行人、罹_ニ其凶害、想卿聞
_レ此、當_ニ用驚嗟、然天壤悠悠、各有_レ命也、中冬甚寒、卿及_ニ△百姓、並平安好、今朝臣名代還、一一口具遣書指不_ニ
多及_一、

右の勅書は聖武天皇天平五年四月難波を發して入唐した遣唐大使多治比真人廣成の使船四船中の第三船が同六年十月
蘇州を發し歸朝の途上、惡風に遭ひ、崑崙に漂着し、乘員百十五人のうち判官平群朝臣廣成等四人のみ同十一年十一
月歸朝した時の事にかゝるもので、この勅書と稱するものが果して日本に到着したかどうかは徵證がないが、これに
よりに日本に對する唐の勅書の體裁等を窺ふことが出来る。

日唐通交に於て、既に唐よりの國書があつたに拘はらず、獨り我が國よりは國書を贈らなかつたとなすべきであら
うか。否當時唐が我が國より國書を贈らないのに、彼よりのみ國書を贈り來るといふことがあり得たことであらうか。
常識的に解釋するならば、彼よりの國書があつた以上、我よりの國書もあつたらうと推論される。然しかゝる常識的
解釋は一の假定であつて、學的吟味を経なければ意味も權威もない筈である。私はこれが吟味の方法として、當時我
が國と關係のあつた極東諸國家間の外交通念としての國書の取扱方を検討する。

新羅については、續紀卷三、文武天皇慶雲三年十一月三日の條に、「賜新羅國王勅書」を載せ、同じく續紀卷十八、孝謙天皇天平勝寶四年六月十四日、「新羅王子金泰廉等拜朝、并貢調因奏言云々」、同月十七日新羅王子等を朝堂に饗した時賜つた詔のうちに、「自今以後、國王親來、宜以辭奏、如遣餘人入朝、必須令實表文」と仰せられた。渤海については、續紀卷十、聖武天皇神龜五年正月十七日、「天皇御中宮、高齊德○渤海使臣等上其王書并方物其詞曰」として彼の國書を掲げ、同年四月十六日には齊德等八人に各々綵帛綾錦を賜ふこと差有り、仍て「賜其王璽書曰」として我が國書を載せてある。續紀卷十三、聖武天皇天平十一年十二月十日、「渤海使已珍蒙等拜朝、上其王啓并方物其詞曰云々」。續紀卷十九、孝謙天皇天平勝寶五年五月二十五日、「渤海使拜朝并貢信物云々」。續紀卷三十二、光仁天皇寶龜四年六月十四日、渤海國使烏須弗等が能登國に到着した條に、「所進表函、違例無禮者、由是不召朝廷返却本郷」とあり、日本後紀卷五、桓武天皇延曆十五年十月二日、「正六位上御長真人廣岳等歸自渤海國其王啓曰云々」。日本後紀卷二十一、嵯峨天皇弘仁二年正月二十二日、「渤海國使高南容歸蕃、賜其王書曰云々」。日本後紀卷二十一、嵯峨天皇弘仁二年十月二日、「正六位上林宿禰東人等、至自渤海奏曰、國王之啓、不據常例、是以去而不取云々」。日本後紀卷二十四、弘仁六年正月二十二日、「渤海國使王孝廉等歸蕃、賜書曰云々」。日本三代實錄卷二十一、清和天皇貞觀十四年五月二十五日、渤海使に勅書並太政官牒を與へた條に、「大使楊成規膝行而進、北向跪、受勅書太政官牒函、(中略)太政官牒曰、宜准前規使申舊好者、准勅處分、及期却廻、附璽書並國信至宜領之」と見える。以上日本と新羅・渤海三國間の使臣の往來につきて考ふるに、相互に國書の交

換あるを原則としたことが明かである。然しながら、我國と新羅・渤海との關係を以て、直ちに我が國と唐との關係を同様なものと推論することは危険であつて、日唐通交の場合については、更に考究を要する。

日唐通交に於ける國書問題は、先に述べた如く彼より我へ國書を贈つたことは徵證があるから、我より彼へ國書を贈つたかどうか、この點のみの考究が残されてゐるわけである。これについて、私は次の史料に注意する。

その一は、國信である。前掲の空海の爲ニ大使與ニ福州觀察使ニ書にも「奉ニ獻國信別貢等物ニ」とあり、日本後紀の遣唐大使藤原葛野麻呂の復命奏言にも「廿四日〇延曆廿三年十一月國信別貢等物、附ニ監使劉昇ニ進ニ天子ニ劉昂歸來、宣レ勅云、

卿等遠慕レ朝朝貢、所ニ奉進物、極是精好、朕殊喜歡、時寒、卿等好在」とある。この國信別貢について、運使の遍照發揮性靈集鈔に、

國信常禮之玉帛、別貢臨時之珍奇也、或謂、國信者國君信書者非也、所下以檢ニ括船上ニ手足無措者以レ無書信ニ也、故言下貢以ニ文書ニ疑中彼腹心、

と述べ、國信には公の贈進物の意味以外に、國書の意味のあり得ることを示唆してゐる。辭源にも、

凡文書及符節、足レ爲ニ兩國徵信之具ニ者皆是、

と釋してゐて、いかにもこの國信を以て國書の意味にとれば、日唐通交に於ける國書交換の問題は釋然たるわけであるが、國信を以て國書なりと斷することは無理があるやうに覺える。以下少しく國信の用例を調べて見よう。性靈集卷五所收の「與ニ越州節度使ニ求ニ内外經書ニ啓」に、

昔者天后皇后因_ニ國信歸_ニ寄_ニ送_ニ經_ニ論_ニ律_ニ等_一、

とある國信は國信使の意味で遣唐使を指すことは文意から明かである。續紀卷十九、孝謙天皇天平勝寶五年五月二十
五日の條の渤海王の國書に、

遣_ニ慕_ニ施_ニ蒙_ニ等_ニ七_ニ十_ニ五_ニ人_ニ賣_ニ國_ニ信_ニ物_ニ奉_ニ獻_ニ闕_ニ庭_一、

とある國信物の品物であることはいふまでもない。續紀卷三十五、光仁天皇寶龜九年十月二十三日遣唐使判官小野朝
臣滋野の復命奏言に、

十五日_〇寶龜九_{年正月}於_ニ三_宣政殿_ニ禮見、天子不_レ衙、是日、進_ニ國_ニ信_ニ及_ニ別_ニ貢_ニ等_ニ物_一、天子非分喜觀、班_ニ示_ニ羣_ニ臣_一、

この場合の國信は別貢等物と及びを以て連ねてはるるが、別貢等物と切り離して、國書の意味に強ひて説けば説けぬ
こともないやうであるが、天子非分喜觀云々は勿論品物についてであつて、國信も矢張り贈進物の一種と見る方が文
意の解釋に無理がない。また三代實錄卷二十一、清和天皇貞觀十四年五月二十五日渤海使歸國に際して、賜つた勅書
に、

國信附廻、到宜_ニ檢受_一、

また同じ時の太政官牒に、

附_ニ乘_ニ書_ニ並_ニ國_ニ信_ニ至_ニ宜_レ領_レ之_一、

とある國信も公の贈進物との意味にとるより外あるまい。以上の如く國信を國書の意味にとることは、當時の用例に

徴して無理がある。

次に國書問題の考究に當つて私の注意した他の史料は、次の令集解の文である。

令集解卷第三十一、公式一、詔書式、

明神御宇日本天皇詔書、

謂_下以_二大事_一宣_二於蕃國使_一之辭_上。釋云、宣_二蕃國大事_一辭。古記云、御宇日本天皇詔旨、對_二隣國及蕃國_一而詔之辭。問、鄰國與_二蕃國_一何其別。答、隣國者大唐、蕃國者新羅也。朱云、宣_二蕃國_一辭謂、我化內來時宣辭耳、非_二宣遣_一蕃國。市十今案、指_二宣使之辭_一也、但宣遣_二蕃國_一之辭、可_レ求_レ之、額不同也、但事大小可_レ有_レ式同。師同。問、蕃使來時、以_二二條_一宣_一一使_一歟。爲_レ當。以_二使大小隨_レ用歟。答、於_二一使_一或用_二元條_一、或用_二次條_一耳。私思、於_二同使誥_一、大事者用_二上條_一、誥_二少事_一者用_二下條_一耳、定_二大小_一者不_レ見_二令條_一、臨_レ時可_二量勸_一、不_レ依_二此式_一、但使來明合_(時カ)放用_二此式_一也、无_二別條_一故也、未_レ審、可_レ檢。

令義解卷第七、公式令第二十一、詔書式には、

アヲミカミトアノシタシラヌヤマノノスベカラホムトウマドツウククニ玉、
明神御宇日本天皇詔旨、云々咸聞

といふ書式は「謂以_二大事_一宣_二於蕃國使_一之辭也」と註があるだけであるが、集解の方では、蕃國は新羅をいひ鄰國は大唐であるといつて、「御宇日本天皇詔旨」は隣國及び蕃國に對して詔し賜ふ辭といふ古記を引用してゐる。これによれば隣國大唐への詔書のことでもあつたとも考へられ、少くともあり得る場合が豫想されてゐることがわかる。

第三は玉葉卷十、承安二年九月二十二日の條に、

其次類業語云、自大唐有供物、獻國王之物、并送太政大臣入道之物、有差別云々、其送文二通、一通書云、賜日本國

王一通書云、送日本國太政大臣 (中畧)

上古相互送使贈物、其牒狀、自大唐天皇に送上と書、彼國王天子書、自我朝又送と、書相互無差別、而今度之所爲不足言、

とある。これは宋明州刺史が物を後白河法皇に獻じ又平清盛に贈つた時の事を記すものであるが、上古日唐通交に於て相互に物の贈答に當り、大唐よりは天皇に送上と書き、彼の國王をば天子と書き、我が朝よりは又送と書いて相互に差別が無かつたと述べ、日唐通交時代に我よりの國書のあつたことを、局務の大器明經の名士清原頼業が認めてゐるのである。

第四に、同じく宋朝になつてからであるが、宋史卷四百九十一、日本國傳に、

天聖四年我が後一條天皇萬壽三年に當る十二月、明州言、日本國太宰府遣人貢方物、而不持本國表詔却之、其後亦未通朝

貢、

とあり、これを直ちに日唐通交時代に遡つて當てはめることは出来ないが、日唐通交時代に於ても、國書を奉じて行かなかつたとするならば、その都度支障を生じたことであらうと想像される。そもく遣唐使時代には持節使たる大使に節刀を賜ふ時、詔して、遣唐使派遣の御思召を體して、

其人等乃和美安美應爲久相言部、驚鷲呂之段事行奈世會

と懇なる御諭しを蒙るを例としたことは、續日本紀卷三十四、光仁天皇寶龜七年四月十五日、續日本後紀卷五、仁明天皇承和三年四月二十九日の條について知られる。これは國際的摩擦を惹き起す勿れといふ徹底であつたと拜察せらるゝ次第である。かゝる見地から考ふる時、わが使臣が國書を奉じて行かないために、その都度支障を生じ、紛争を惹起する恐れあるのを構はずに居られたとは想像出来ないことである。

以上を以て私は日唐通交に於ける國書交換の有無について、一通りの検討を終つた。而して唐よりの國書のあつたことは明かにその時代の文獻によりて證することが出来るが我が國より唐への國書を贈られたことは、當時の文獻によりて肯定することが出来ない。然し同時に否定すべき證據もないといふ結論に到達した。而も當時我が國と新羅・渤海との國際儀禮、また日唐通交の目的並に兩國の友好關係より推察して、日唐通交に於て國書の交換があつたと解する方がないと解するよりも蓋然率が大であると考へる。右に注意を喚起した四つの史料が日唐通交時代以後の史料ではあるけれども國書の交換があつたといふ見解または傳への相當古くより存在したことを示すものであつて、傍證となすに足るものと考へる。

日唐通交に於て國書の交換があつたと假定して、然らばその國書の書式は如何なるものであつたらうか。唐よりのものは勅書であつて、張九齡の草した「勅日本國王」といふ書式が想像されるが、我が國より唐への詔書は勿論その書式をみだりに想像することが出来ない。新羅に對しては慶雲三年正月十二日に賜うた勅書には「天皇敬問新羅國

王」とあり、渤海に對しては神龜五年四月十六日に賜うた璽書に「天皇敬問渤海郡王」とあり、弘仁二年正月二十日及び貞觀十四年五月二十五日に賜うた勅書には「天皇敬問渤海國王」とあり、その書式の一定して居つたことが知られる。唐へ遣はされたとすれば、その場合にも一定の書式があつたに相違ないが、それは新羅・渤海への場合とは異なる書式のものであつたに相違ない。何故なれば、日唐通交時代に於ても聖德太子に依りて確立された對等外交の傳統が維持せられたと考へられるからである。但し、聖德太子時代に我が國より隋へ送つた國書に「東天皇敬白西皇帝」といふやうに、天皇皇帝の文字を用ふることが、相互に問題の種となり勝ちであつたことは想像が出来る。前掲の張九齡の草した唐の勅書に、「日本國王王明樂美御德」とあることが吾等に一つの示唆を與へる。四部叢刊本も欽定全唐本も共に「勅日本國王王明樂美御德」となすも國王の次の王は主の衍であると考ふ。このことは新井白石も五事略(白石全集第 三六二三頁)に於て注意してゐる。

儀制令の義解を按ずるに、異朝の文字に天子としるすことを、本朝のこと葉にうつしては須明樂美御德とよむべしと見えたり、しからば天子としるして大國の天子外國の君に命ぜらるゝ所の體を存し、主明樂美御德としるして我が國の天皇を尊び稱せらるゝの禮を存し、ふたつながら相得たることと申すべし。

仍つて考ふるに、天皇と申す文字を避けて、スメラガミコト(主明樂御德)といふ國語を漢字の音を以て現はされて、對等外交を國書の上に遺憾なく發揮せらるゝと共に、唐の國家的矜持を刺戟することを避けられたのではなからうか。舊唐書日本國傳に「其人入朝者自矜大」と記述せしめた我が遣唐使の偉容は、日本書紀廿六、齊明天皇五年七月丙子

朔戊寅の條に、遣唐使坂合部連石布、津守連吉祥の複命奏言に「十一月一日、朝有冬至之會、々々日亦覲、所朝諸蕃之中、倭客最勝」と報告してゐるによりても察せらる。曾つて聖德太子攝政の御時、隋の煬帝に遣された國書は突厥の沙鉢略が隋の文帝に致した書と共に異例なものとして永く支那人に傳へられ、陳留謝肇淛の五雜俎卷四に、

隋文帝時、沙鉢略致書曰、從天生大突厥、天下聖賢天子伊利俱虛、設莫何始、波羅可汗致書大隋皇帝、又倭國有日出天子致書日入天子之語、我朝四夷表章皆頒有定式、不敢踰越、其間有悖慢之語者不受也、

といつてゐる。隋代に於ける我が堂々たる外交態度が唐代に至りても渝ることなく、彼をして異例の國書を容認するの餘儀なきに至らしめたものゝやうである。

日唐通交に於ける國書問題については、何故日唐の史籍に國書の文を載せしめなかつたか、また何故に、我が遣唐使が國書を奉ぜずとの見解が古來發生したか等、なほ論すべきことが多いのであるが、それ等については稿を改めて考察を試みたいと思ふ。